

ノルウェー

ノルウェー領域等からの宇宙空間への物体打上げに関する法律

13 June. No. 38. 1969

第1条

ノルウェーの関係省庁の認可なくして、下記の場所からいかなる物体も宇宙空間に打ち上げてはならない。

- a) スバルバード、ヤンメーエン及びノルウェー海外領域を含む、ノルウェー領域。
 - b) ノルウェーの船舶、航空機その他。
 - c) ノルウェー市民またはノルウェー国内を常居所とする者が打上げを行う場合において、他のどの国の主権にも服さない場所。
- 上記認可には一定の要件を付すことができる。

第2条

当該省庁は、第1条にいう活動の管理等に関する規則を公布することができる。

第3条

本法は、即時に施行される。

< 翻訳 : JAXA >